

令和5年度 飲食店・商店街利用促進費補助金の公募について

(岩手県商工労働観光部産業経済交流課)

1 概要

本事業は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている岩手県内の飲食店や商店街の利用を促進し売上の回復を図るため、補助事業者が、飲食店や商店街の利用を促進する事業を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付するものです。

2 補助対象者

- ・ 飲食店の生活衛生同業組合、商店街振興組合等の商店街組織（これらに類する任意団体）
- ・ 商工会議所・商工会
- ・ イベント等の企画を行う企業

3 補助対象事業

岩手県内の飲食店や商店街の利用を促進する事業

※ 具体例 飲食店の組合等が行う割引クーポンの発行、飲食店の利用を促進するガイドブック等の発行、商店街における消費喚起イベントの開催等

4 補助率・補助金額・補助対象経費・事業予算総額

- (1) 補助率：2分の1以内
- (2) 補助金額：150万円以内
- (3) 補助対象経費
専門家謝金、専門家旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、雑役務費、会場借料、借料、商品券上乗せ分の負担金、委託費、人件費（事業のために新たに雇用する者に限る）、その他知事が必要と認める経費
※ 商品開発費、設備購入費、振込手数料、消費税及び地方消費税は補助対象外となります。
- (4) 事業予算総額：5,000万円

5 スケジュール

項目	実施時期
応募受付	令和5年4月3日（月）～12月5日（火）17時 ※事業開始日の3週間前までに申請書を提出すること。
交付決定	交付申請受理から概ね3週間以内
補助対象とする事業期間	令和6年1月31日（水）まで

※ 申請額が予算額に達することとなった場合、上記実施時期の前でも公募を終了することがあります。補助対象経費は、交付決定日以降に行った活動に係る経費のみとなります。

【お問合せ先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県商工労働観光部産業経済交流課食産業担当（担当：郡司、名久井）

TEL：019-629-5539 FAX：019-623-2510 mail：AE0003@pref.iwate.jp